

# 特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会

## 育児休業取得促進行動計画

従業員が子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの 2年間

### 2. 目 標

育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般について、  
全労働者に対する周知のための研修を実施する。

### 3. 対 策

令和6年6月～8月

役員会において、実施日程、講師の選定、研修内容を検討

令和6年9月～11月

研修の実施及び研修後のアンケート調査

以上